

市が環境整備を行った設備の使用について

<設備使用料について>

設 備	設備使用料（月額）
給水装置	1,200 円
汚水柵	1,200 円
受電箱	800 円
計	3,200 円

※市が整備していない設備については、市への設備使用料の納付は不要です。

※水道料金、下水道使用料、電気料金は、別途各事業者に支払いが必要です。

<使用上の注意事項>

- 市が整備を行った設備の使用にあたっては、破損、滅失、汚損等のないよう留意していただき、破損等があった場合は損害を賠償していただく場合があります。また、屋台営業を行わなくなった場合には、原状に復して返還していただきます。
- 汚水柵を利用するにあたっては、必ずグリース阻集器を設置してください。
- 市が整備を行った設備を正しく使用していない場合、注意や警告並びに道路占用許可の停止や取消しの対象となります。

<各設備について>

